

# 令和7年度 事業計画

社会福祉法人嵐山町社会福祉協議会



## 【基本方針】

高齢化社会とともに核家族が急速に進行する中、社会的な問題となっている孤独・孤立化等が進み、社会構造も変化し生活様式も多様化しています。また、地域住民の絆や人とのつながりが希薄化し、経済的困窮や権利擁護の問題など深刻さを増し、支援の包括化や地域連携・ネットワークづくりがより求められております。

このような中で、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を使命とする本協議会には、多様で複合的な地域の生活課題・福祉問題を把握し、適切かつ効果的な支援を継続していけるような取り組みを図ることが求められています。

令和7年度においても、地域のあらゆる課題を受け止め、地域の皆様と一体となり関係行政機関はもとより、各種団体、ボランティア等と協働・連携し、解決につなぐことができるような質の高い福祉サービスの提供に努めてまいります。

特に今年度については、生活支援コーディネーター業務の強化を推進させ、①高齢者が住み慣れた地域で生活していくための、情報の収集として「地域資源の把握」②地域の声を反映し、生活支援コーディネーターが把握する情報の紹介する、「地域ニーズと地域資源の融合」させていく。③地域住民とともに、必要な活動の推進や養成をしていく。④地域住民や多職種と連携させる「ネットワークの構築」強化に努めていきます。

また、訪問介護事業や居宅介護支援事業においては、ウイルス感染防止対策等を徹底しながら、さらなる充実を図ります。また、子育て支援拠点施設「嵐山町子育てステーション嵐丸ひろば」では、子育て親子の交流等を促進し、情操教育をも含め児童の健やかな育ちの支援と並行させ、一時預り保育に取り組み在宅児童の更なる保育ニーズに応じて参ります。昨年度より、認知症高齢者、知的・精神障害者など意思決定が困難な人を補うため、法人後見事業も開始いたしました。そして、健康づくりや生きがいづくりの趣味活動の場として、地域サロン活動「コミュニティサロン むさし嵐丸庵」を運営し、地域サロン活動の支援を図っていきます。地域福祉活動計画を基に、次のとおり重点目標を掲げ、各種事業を推進していくことを基本方針とします。

### ◆重点目標

1. 各種の社協事業を効果的に実施するために、執行機関としての理事会、議決機関である評議員会の運営体制強化をはかるとともに、安定した財政基盤の確立に努めます。
2. 地域住民の生活課題・福祉問題を受け止める機関として、関係行政機関と連携し、相談支援体制の強化を図ります。
3. 介護保険や障害者福祉制度における居宅介護支援事業並びに訪問介護事業の効率的な運営を図ります。また、信頼性の高い介護サービスを提供するため、従業者の資質の向上に努めます。
4. 子育て支援拠点施設として、親子の交流や一時預り保育を行い、質の高い子育て支援の強化に努めます。
5. 生活支援コーディネーターの役割をより具現化させ、地域住民が主役となって進める地域づくりに取り組みます。
6. 福祉教育プログラムの構築や学校・地域での福祉教育・ボランティア活動の普及啓発に努めます。

# 【事業実施計画】

## 1. 法人運営事業

本会の組織、事業、財務等の健全かつ適切な運営のため、次の会を開催する。

- (1) 理事会 2回/年
- (2) 評議員会 2回/年
- (3) 監事会 2回/年
- (4) 評議員選任・解任委員会 1回/年

## 2. 広報事業

本会の理解と関心を深めるため、次の広報活動を行なう。

- (1) 「社協らんざん」発行 3回/年
- (2) サービス利用者確保のための活動 随時
- (3) パンフレット、チラシ等による広報活動 随時
- (4) ホームページによる各種事業の広報 随時

## 3. 福祉活動助成事業

福祉団体等が円滑な事業運営を通して、福祉に対する理解と関心並びに振興助長が図られるよう、資金の助成を行なう。

- ・各福祉団体の支援 4団体  
(母子寡婦福祉会・遺族会・身体障害者福祉会・赤十字奉仕団)

## 4. 委員会の事業

会員の募集及び会費の徴収並びに会員の意思の反映その他連絡調整を図るため、次の委員への依頼を行う。

- ・社会福祉協議会推進員依頼（6月予定）

## 5. 福祉相談事業

住民の福祉相談に応じ、適切な助言、援助活動を行ない、住民の福祉増進を図るため、次の相談窓口を開設する。

- (1) 福祉サービス利用相談 随時
- (2) 苦情相談 随時
- (3) 生活困窮者自立支援相談 随時  
(彩の国あんしんセーフティネット)
- (4) 若年層対象傾聴相談「わかばのきもち」 随時

## 6. 子育て支援拠点事業（嵐丸ひろば）

- (1) 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言を行う。

●地域子育て支援拠点施設事業（嵐丸ひろば）

親子が自由に遊べる場所を提供し、親子向けのイベントや保護者向けの講習会、相談等を行う。

- ・開館日 火・水・土曜日（午前10時～午後4時）
- ・休館日 日曜日・月曜日・祝日・12/29～1/3
- ・利用料 町内無料 町外200円／1日

(2) 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かる。

●一時預かり事業（嵐丸ひろば）

- ・実施日 木・金（午前8時半～午後4時半）
- ・定員 3名
- ・利用料 1,000円／1日 500円／半日

## 7. コミュニティ事業

町民が相互にふれあうことのできる交流の場を提供することにより、地域福祉の推進及び住民主体の福祉のまちづくりを推進するため、次の事業を行う。

(1) 朝の体操

町内の高齢者の健康維持を目的に、継続的な運動の場を提供する。

(月曜日・水曜日・金曜日の朝)

(2) ふれあいサロン「なごみ」

介護予防やひきこもり防止を目的に、ボランティアが中心となり運動や悩み事相談等を行う。

(水曜日午前)

(3) コミュニティルーム事業

嵐山町社会福祉協議会事務所内にコミュニティルーム等を設置し、事業の実施場所、各種団体の交流の場を提供する。

## 8. ボランティア事業

社協事業に関わるボランティア活動と地域福祉への理解を深めるとともに、体験講座や福祉教育の実施、ボランティア情報の提供等を行い、ボランティア活動の普及、促進、援助等を目的として次の事業を行う。

- |                                |            |
|--------------------------------|------------|
| (1) 夏休みボランティア体験プログラム           | 夏休み（7月～8月） |
| (2) 福祉教育の推進                    | 随時         |
| (3) 福祉レクリエーションセミナー(サロンサポーター研修) | 1回／年       |
| (4) レクリエーションリーダーの養成及び派遣        | 随時         |
| (5) 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練事業       | 1回／年       |
| (6) ボランティア活動保険・行事保険事務          |            |
| (7) 町ボランティア担当課との情報共有           |            |

## 9. 高齢者福祉事業

町内に居住され、長年社会に貢献された方々の長寿と健康をお祝いするとともに、高齢者の健康増進と福祉の向上を図るため、次の事業を行なう

- (1) 金婚・ダイヤモンド婚の祝い（10月）  
結婚50年目及び60年目のご夫婦が対象
- (2) 暑中見舞い  
60才以上の在宅寝たきり者、80才以上の単独世帯が対象  
8月上旬実施予定
- (3) 高齢者慰問  
88才以上の在宅高齢者が対象  
9月上旬実施予定
- (4) 100歳の祝い記念品贈呈  
8名予定
- (5) 地域住民グループ支援事業（ふれあいうきうきサロン）  
高齢者の閉じこもりを防止し、地域連帯を育むため、ボランティアが中心となり地域の集会所等で交流を図る。

## 10. 在宅福祉事業

高齢者等の健全な食生活の確保、改善を通して健康維持を図るとともに、介護者及び家族の経済的、精神的負担の軽減、安否確認と定期的なふれあい等により在宅の生活を支え、自立支援、福祉の増進を図る。

- (1) 愛情弁当サービス  
75才以上単身高齢者等が対象  
月2回×12月 年24回  
自己負担300円／1食あたり
- (2) 会食会  
愛情弁当利用者が対象  
年1回 5月29日（木）開催予定（共同募金配分金事業）
- (3) 紙オムツ支給  
在宅ねたきり高齢者等が対象  
4月～8月（他の月は共同募金配分金事業で実施）
- (4) 在宅高齢者活性化推進事業  
65歳以上高齢者を対象に、交流会等実施地域に1人1,000円の補助
- (5) 生活支援体制整備事業  
高齢者の集いの場づくり支援（コミュニティサロン むさし嵐丸庵）  
地域住民の支え合い活動支援（ささえあい嵐山）

## 11. 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）・・・埼玉県社協受託事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の方が、安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用に関する援助や見守り、日常的な金銭管理、大切な書類等の預かりなどの援助を行うことにより、地域で自立した生活を送ることを支援する。

(1) 福祉サービス利用援助事業の実施

①福祉サービス利用援助

1回(1時間) 1,200円

②日常生活上の手続き援助

1回(1時間) 1,200円

③日常的金銭管理

1回(1時間) 1,600円

④書類等預かりサービス

基本料 1年間 2,000円

利用料 1ヵ月 500円

(2) 事業推進のための研修及び会議

①生活支援員会議(研修)の開催(情報交換等)

②県社協主催の会議及び研修への参加

## 1.2. 成年後見制度事業(法人後見事業)

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の意思決定が困難な人へ、福祉サービス利用援助事業からの移行を想定しながら、後見人の担い手確保が困難な場合などを主として社会福祉協議会による法人後見により、その人の財産管理、身上監護、権利を擁護する。

(1) 法人後見事業運営委員会 1回/年

## 1.3. 地域支え合い事業(嵐山おたすけサービス事業)

ボランティア(協力会員)が、援助の必要な方(利用会員)に手助けを行うことでボランティア自身の介護予防につなげ、またその謝礼を地域商品券とし、町の商業振興も目的とした事業。

(1) サービスの内容

草むしりや庭の手入れ・部屋の清掃・ごみ出し等の手助け

(2) 会員登録

①利用会員

町内に居住する日常生活上支援が必要な高齢者又は障害者

②協力会員

本事業の主旨に賛同する者

(3) 利用方法

①利用会員

サービス利用券(300円/30分)を購入

②協力会員

サービスを行った際に利用会員からサービス利用券を受け取り、利用券2枚を地域商品券1枚(500円分)に交換し、町内の協力店で買い物に利用

#### 1 4. 戦没者慰霊事業

戦没者の御霊に対して敬虔の誠を捧げ、併せて平和を祈念するために、遺族会員等を中心として次の事業を開催する。

- ・戦没者追悼式(6月下旬)

#### 1 5. 障害者福祉事業

障害があるなしに関わらず、共にたすけあいながら、理解と関心を深め、障害者の生活意欲の高揚、社会参加の向上に寄与することを目的とする。

##### (1) 障害者団体への協力助成

- ・団体交流会、福祉団体研修旅行協力

##### (2) 障害者とのふれあい事業

- ・「ふれあいの旅」(共募配分金事業)

#### 1 6. 共同募金配分金事業

毎年10月、12月に行われる共同募金運動の配分金を財源として、高齢者や障害者の方々への福祉活動等、地域福祉の充実を進めるため、次の事業を行なう。

##### (1) 赤い羽根共同募金配分金事業

- ・紙おむつ支給 9月、2月、3月の3ヵ月分
- ・会食会 5月29日(愛情弁当対象者)
- ・社協だより発行 5月・7月
- ・コミュニティ事業 通年(朝の体操、なごみサロン等)
- ・ふれあいの旅

##### (2) 歳末たすけあい共同募金配分金事業

- ・歳末紙おむつ支給 10月・11月・12月・1月の4ヵ月分
- ・歳末支援事業 12月下旬
- ・災害時および生活困窮者対策事業
- ・社協だより発行 11月

#### 1 7. 福祉資金貸付事業

- (1) 行路者援護費
- (2) 生活福祉資金(埼玉県社会福祉協議会貸付)
- (3) ハート生活支援資金(嵐山町社会福祉協議会貸付)
- (4) 新型コロナ特例貸付債権管理(埼玉県社会福祉協議会貸付)

## 18. 介護保険関連事業

介護保険法に基づくサービス事業者として、事業を実施する。

事業所営業日 月曜日から金曜日

〃 定休日 土曜日・日曜日・祝日・12/29～1/3(ただし、ホームヘルプサービスは年中無休)

〃 営業時間 午前8時30分から午後5時15分

利用料 介護保険適用額とする。

通常地域 嵐山町内

事業種類

### (1) 居宅介護支援事業所

#### ・介護相談の受付及び申請代行

介護相談の総合受付及び介護保険各種手続きの申請代行を行なう。

#### ・居宅介護支援事業

介護保険被保険者からの相談、依頼を受け、介護保険法の趣旨に従って、利用者が居宅において自立した生活を営むことができるよう、利用する介護サービスを定めた居宅サービス計画を作成するとともに、介護サービス事業者との連絡調整、その他の便宜を行なう。

#### ・介護予防支援業務

町より委託を受け支援を行なう。

#### ・啓発事業

介護保険に関する悩みや相談を受付、介護保険への理解と情報を提供する。

#### ・要介護認定訪問調査

町内外からの依頼に基づき、要介護認定訪問調査を行なう。

### (2) 訪問介護事業所

#### ・訪問介護事業

介護保険被保険者からの相談、依頼を受け、居宅サービス計画書に基づき、利用者が居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護、家事援助、その他生活全般に対しての援助を行なう。

#### ・障害者支援・ホームヘルプサービス事業と移動支援事業

町からの依頼に基づき、生活に支障のある身体障害者、精神障害者及び、知的障害者等に対して、本人又はその家族が必要とする場合に、身体介護、家事援助、その他生活全般に対しての援助を行なう。また、屋外での移動が困難な障害者において、外出支援を行なう。

## 19. 収益事業

公共機関の周辺に清涼飲料水等自動販売機を設置し、住民の利便を図るとともに、本会の財政基盤強化のために自動販売機設置運営事業を実施する。また、不要入れ歯を回収し、益金を(財)日本ユニセフ協会へ寄付し、世界の恵まれない子供たちの支援協力を行なう。

### (1) 自動販売機

設置場所 嵐山町役場 (3台)・花見台公園 (2台)・ポケットパーク(1台)  
図書館1階自販機コーナー (1台)・フィットネス21パーク (1台)  
社協事務所 (1台)・おりがみ公園 (1台)・駅東口 (1台) 計11台

### (2) 不要入れ歯回収

設置場所 社会福祉協議会窓口

※ 金属精製会社を通じ、益金の40%が当協議会の収益となり、40%を(財)ユニセフ協会に寄付、20%が業者手数料となります。

## 20. 回収事業

### (1) エコキャップ回収

設置場所 社会福祉協議会窓口

※ リサイクル業者を通じ、再生プラスチック原料として換金され、様々な社会貢献活動に役立てられる。

### (2) 使用済み切手回収

設置場所 社会福祉協議会窓口

※ 養護盲老人ホームひとみ園(深谷市)へ寄付。

## 21. その他団体事務

- (1) 嵐山町老人クラブ連合会
- (2) 嵐山町遺族会
- (3) 日本赤十字社埼玉県支部嵐山町分区  
※ 災害による義援金・救援金受付
- (4) 埼玉県共同募金会嵐山町支会

## 22. その他支援団体

- (1) 嵐山町身体障害者福祉会
- (2) 嵐山町手をつなぐ育成会
- (3) 嵐山町赤十字奉仕団
- (4) 嵐山町母子寡婦福祉会